

栃木県運転免許センター除草（剪定）業務仕様書

本仕様書は、栃木県(以下「甲」という。)が発注する栃木県運転免許センター除草（剪定）業務を受託する者(以下「乙」という。)の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 作業概要

栃木県運転免許センター除草（剪定）業務

作業範囲は別紙「運転免許センター案内図（依頼箇所）」に示す範囲とする。

2 履行期間

令和7(2025)年7月1日から令和7(2025)年7月18日まで

3 履行場所

栃木県鹿沼市下石川681番地 栃木県運転免許センター

4 一般事項

- (1) 作業時は通行への影響を最低限に抑えること。
- (2) この仕様書に定めのない事項であっても甲が必要と認める軽微な事項については、乙は契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (3) 乙は、業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。なお、業務完了報告書には業務の実施状況の写真を添付すること。
- (4) 乙は、業務の実施にあたり、以下の手順を遵守すること。
 - ア 事前に甲と十分に打ち合わせをすること。
 - イ 警察業務に支障を与えないように留意すること。
 - ウ 事故等が発生した場合には、甲に速やかに報告すること。なお、事故により発生した損害等については原則として乙側が賠償するものとする。
 - エ 履行場所に入入りする場合は、必ず事前に運転免許センター庶務係に申し出ること。また、履行場所を出る際は、必要により清掃等を行うこと。
- (5) 業務実施に要する機器材料は、全て乙の負担とする。
- (6) 本業務で発生した残材については適切に収集のうえ処分（廃棄）すること。